

(公 印 省 略)
食生衛第 6 5 6 - 1 号
令和 5 年 6 月 2 0 日

群馬県旅館ホテル生活衛生同業組合理事長 様

群馬県健康福祉部
食品・生活衛生課長 浅見 成志

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための
旅館業法等の一部を改正する法律の公布について

このことについて、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官から別添のとおり通知がありました。

旅館業に係る宿泊拒否事由の明確化のほか、生活衛生関係営業等の事業譲渡による営業者の地位の承継等が盛り込まれた改正となっておりますので、内容について御了知いただくとともに、貴組合員への周知をお願いします。

なお、この法律の施行に合わせ群馬県旅館業条例及び群馬県旅館業法施行細則の改正を行う予定です。

担当：食品・生活衛生課
生活衛生係 渡邊
電話：027-226-2445